

定例会議の開催状況

第1 開催日時

令和7年4月24日（木） 午後0時50分～午後5時45分

第2 開催場所

公安委員会室

第3 出席者

1 公安委員会

上枝委員長、岡委員、大石委員

2 警察本部

本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、首席監察官、情報通信部長、地域監、警備部統括参事官兼公安課長、公安委員会補佐官

3 陪席

総務課長

第4 委員説示

委員から、「先日、六代目山口組が抗争を終結するというような書面を兵庫県警察に提出したという記事を拝見した。近年、当県では、暴力団による拳銃を使用した抗争事件は起きていないものの隣県では発生している。現在の法律では、「特定抗争指定暴力団が多数で集まらない、事務所が開設できない」等、様々な規制があり、今回、抗争終結宣言を提出した背景には、それらの規制を緩めたいという思惑も窺え、今後、その辺りを見極めていくことになると思う。県内においても、引き続き、「暴力団による違法行為があれば徹底して検挙する。暴力団と関係を絶ちたいという人がいれば、しっかりと支援・保護をする。若者が暴力団に加入しないように広報・啓発活動を推進する」等、様々な角度から、暴力団の弱体化や健全な社会の実現に取り組んでいただきたい」旨の発言があった。

第5 議題事項

令和7年度における留置業務に関する実地監査計画について

県警察から、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第18条の規定により、令和7年度における実地監査計画を策定する旨の説明があり、審議の上、了承した。

委員から、「引き続き、被留置人の基本的人権に十分配慮した留置業務に努めていただきたい」、「留置業務担当者には、業務のノウハウや留意事項について、しっかり周知徹底していただきたい」、「監査項目の中に、昨年、県警察で発生した不適切事案を踏まえた項目を新たに取り入れており、良い取組だと思う」旨の発言があった。

第6 報告事項

1 令和6年度下半期における監察実施結果について

県警察から、対象所属に対する業務監察及び服務監察を実施した結果、一部指導事項があったもののおおむね良好であった旨の報告があった。

委員から、「某警察署では朝礼時に、警察官としての基本的心構えである「職務倫理の基本」を参加者全員で唱和しているようだが、素晴らしい取組だと思う。唱和には、発声したり身体を動かすことで、脳に刺激が働き記憶に留まり、さらには、連帯感を生むという効果も期待できるようである。ただ、実施回数が多過ぎたり文章が長くなるとマイナス効果もあるようなので、その辺りに留意して実施していただきたい」、「各種ハラスメントについては、年代に関わらず、全職員が理解しなければならない問題である。また、今の若者に対する指導方法は、昔のやり方では通用しないと思うので、その辺りも留意する必要がある」、「監察というのは、日頃の業務がしっかりと行えているか注意喚起の機会でもある。ちょっとしたミスが大事に至ることもあるので、引き続き、遺漏のないようにしっかりと監察業務を行っていただきたい」旨の発言があった。

2 憲法記念日知事表彰受賞者の決定について

県警察から、警察本部から推薦していた憲法記念日知事表彰の受賞者3人が決定した旨の報告があった。

委員から、「長年にわたり、警察業務を支援していただき感謝申し上げます」旨の発言があった。

3 第44回危険業務従事者叙勲受章者の決定について

県警察から、第44回危険業務従事者叙勲の受章者が決定した旨の報告があった。

4 令和7年度性犯罪指定捜査員の指定について

県警察から、令和7年度性犯罪指定捜査員に男性警察官17人（うち新規5人）、女性警察官80人（うち新規8人）を指定し、性犯罪等に関する捜査体制を強化するとともに、被害者の心情に配慮した適切な犯罪

捜査を推進する旨の報告があった。

委員から、「性犯罪被害者は、他の犯罪被害者とは違ったメンタルケアが必要になってくると思う。引き続き、その点にも配意した教養を実施し、事案発生時には、被害者に寄り添った支援をお願いしたい」、「性犯罪被害者は、なかなか被害の申告が言い出せない精神状態にある。被害直後に携わった者の対応次第で、その後の精神状態やメンタル問題にも影響すると思う。性犯罪といえば、今は女性被害者が多いかもしれないが、これからは男性被害者も増えることが予想されることから、男性の指定捜査員の活躍にも期待したい」、「事件捜査と被害者支援に携わる者を切り分けて対応することは良いことだと思った。分業することで、それぞれの役割をしっかりと果たせると思う」旨の発言があり、県警察から、「昨年の県下の不同意性交等罪及び不同意わいせつ罪の認知件数は増加していることから、引き続き、この性犯罪指定捜査員制度をしっかりと運用して、被害者の心情に十分配意した対応に努めてまいりたい」旨の説明があった。

5 令和7年春の全国交通安全運動の実施結果について

県警察から、春の全国交通安全運動期間中の交通事故発生状況は、交通指導取締りや各種広報・啓発活動等を推進した結果、前年と比較して発生件数、負傷者ともに減少した一方で、死亡事故は2件発生した旨の報告があった。

委員から、「交通指導取締りの違反検挙数は減少しているものの、交通事故の発生件数が減少しているということは、日頃から県警察が交通事故の発生状況を緻密に分析し、交通指導取締りのみならず、交通事故抑止対策を統合的に推進した成果の表れだと思う」、「これからの時期、県外や外国からの観光客が増えてくると思うので、パトカーによる警ら活動など制服警察官による「見せる活動」を積極的に行っていただきたい」、「先日、高松北警察署に「自転車特別取締り隊」が発足したというニュースを拝見した。街中では自転車の交通違反を見かけることもあるので、しっかり取締りや指導をしていただき、県民に交通ルールを浸透させていただきたい」旨の発言があり、県警察から、「引き続き、交通死亡事故の抑止に向け、県民の方々の御協力をいただきながら、しっかりと取り組んでまいりたい」旨の説明があった。

第7 決裁

1 公安委員会定例会議会議録の作成及び公表について

(令和7年3月27日開催分)

2 公安委員会苦情処理結果報告について

第8 その他

1 ゴールデンウィーク期間中における危機管理について

県警察から、「間もなくゴールデンウィークが始まる。計画的な休暇の取得といったワークライフバランスに配慮すると同時に、長期休暇中においても自然災害等の非常事態に備え、有事即応体制の確保についても遺漏のないように十分注意してまいりたい」旨の報告があった。

2 東かがわ警察署「引田交番」の新築整備について

県警察から、東かがわ警察署「引田交番」施設が完成し、本年5月1日から運用を開始する旨の報告があった。

3 損害賠償事案の和解について

県警察から、営造物の管理に起因する損害賠償事案について、相手方と和解が成立した旨の報告があった。

4 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正について

県警察から、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律等の一部改正により、同法律等の名称が物資の流通の効率化に関する法律等に変更されたことに伴い、香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する旨の説明があり、審議の上、了承した。

5 特定商取引等事犯の相談受理状況等について

県警察から、近年の特定商取引等事犯の相談受理状況等を公表することにより、被害の防止と警察への迅速な届出を呼び掛ける旨の報告があった。

6 留置管理業務の取扱い及び第三者に対する文書の誤交付事案について

県警察から、要配慮個人情報を含む文書を第三者に誤提示した事案を個人情報保護委員会に報告した旨の報告があった。

7 特定秘密の保護措置及び適性評価の実施状況について

県警察から、令和6年度中の香川県警察における特定秘密の保護措置及び適性評価の実施状況について報告があった。

8 公安委員会宛ての苦情の処理結果について

県警察から、受理した苦情について、事実関係及び措置状況について報告があり、審議の上、通知する内容等を決定した。

- 9 公安委員会宛ての意見・要望等の受理及び調査結果報告について
県警察から、公安委員会宛ての意見・要望等を受理した旨及び調査した結果について報告があり、審議の上、今後の措置を決定した。
- 10 運転免許の取消し等の審議について
県警察から、運転免許の取消し等に係る意見の聴取等について報告があり、審議の上、処分内容を決定した。
- 11 行政処分の状況について
県警察から、令和7年3月分の運転免許に係る行政処分の状況について報告があった。
- 12 人事案件について
県警察から、人事案件について報告があった。